

## 今年度の業務内容

### 1. 近畿ブロックの府県等による災害廃棄物関連情報の整理

令和4年度大規模災害発生時における近畿ブロック災害廃棄物対策調査検討業務において行った調査・検討事項について、変更事項の確認及び、新規事項について検討を行う。

調査は、環境省本省が秋頃実施する予定の調査に合わせて依頼を行う。

#### 1) 令和4年度調査に引き続いて実施する調査項目

- ・府県担当者宛てに調査票を添付したメールを配信し、府県担当者から調査対象者に配信する。調査対象者は、環境省の委託業者に直接返信する。
- ・回答は、昨年度回答された内容から変更がない場合は回答しない(変更なしと記述)。
- ・昨年度から変更ある場合に、修正履歴が分かるように記述して回答する。
- ・調査結果の公表は全体分析、府県別分析までとし、自治体等別の調査結果は公表しない。府県を含むブロック協議会構成員に対する情報提供も公表情報のみとする。
- ・昨年度調査を進めるうえで判明した実務上の課題を考慮して実施する。

#### (1) 近畿地方環境事務所が定期的に実施

##### ①災害廃棄物仮置場【府県、市町村、一部事務組合等を対象】※アンケート調査

- ・災害発生時における廃棄物の仮置場又は候補地として選定している場所(ほかの使用方法も含めたオープンスペースとして選定している箇所を含む)等について整理する。後述の発災時の市町村等における資機材及び職員等の確保体制状況アンケート調査と併せて、6月頃の配布を想定する。

##### ②国有地等の仮置場候補地の現地調査

##### ※机上調査・現地調査

- ・国有地等の仮置場候補地(1ha以上。計10箇所程度)に対し、航空画像等により候補地の絞り込みを行った後、絞り込んだ候補地の施設管理者等との協議を実施する。選定にあたっては、令和4年度の仮置場調査結果により得られた国有地、府県有地の情報をもとに、府県を通して市町村に優先順位を確認する調査を行う。
- ・協議の上、立入許可が下りた候補地は現地調査を実施し、選定条件の確認、アクセス道路の状況、大型車両の通行の可否、仮置場として活用可能な実質面積、保管容量等の確認等を行う。
- ・以上を踏まえ、候補地にて実効性ある仮置場運用をするにあたっての条件整理及び評価を実施する。

(2) 環境省本省調査結果を活用する調査【府県、市町村、一部事務組合等を対象】

※アンケート調査

①災害廃棄物処理計画の策定状況等

- ・本ブロック協議会構成員についてはワーキングを通じて策定状況（策定の有無、策定予定など）を確認する。
- ・本省の調査結果をもとに全国と近畿圏の進捗状況を整理する。

②災害時相互協定【府県、市町村、一部事務組合等を対象】

- ・災害時の廃棄物処理に係る協定及びその内容について整理する。

③災害廃棄物処理に関する研修・訓練

- ・災害廃棄物に係る研修・訓練等（防災訓練の一環として実施するものを含む）の実績及びその内容等について整理する。

④廃棄物処理施設等の老朽化状況・災害時の自立稼働・自立起動状況

⑤住民・ボランティア等への啓発・広報（発災時・平時）

⑥社会福祉協議会との平時からの連携体制

⑦収集運搬機材及び廃棄物処理従事職員数

2) 追加調査

近畿地方環境事務所が新規に整理する事項として、次の調査を実施する。

(1) 発災時の市町村等における資機材及び職員等の確保体制状況

**【市町村、一部事務組合等を対象】**

- ・発災時、他自治体からの支援が届くまでの間、被災自治体が独自で初動対応を行う方策を検討してもらうことを目的とし、市町村及び一部事務組合を対象として、発災時の資機材及び職員等の確保体制状況を調査する。
- ・本調査の実施に当たり、令和4年度の環境省本省「収集運搬機材及び廃棄物処理従事職員数」（令和2年度データ）を活用し、資機材及び人員を自治体規模別に整理する。その上で、請負者が想定する課題を近畿地方環境事務所担当官に提案し、協議の上、市町村及び一部事務組合に調査を実施する。災害廃棄物仮置場アンケート調査と併せて、6月頃の配布を想定する。

## 2. 情報伝達訓練の在り方に関する検討

従来から発災時における関係機関（近畿ブロック協議会構成員、府県を通じて参加希望があった市町村及び一部事務組合）との迅速かつ正確な情報伝達の向上のため、情報伝達訓練（以下「訓練」という。）を行ってきたところである。

今年度は、本訓練が災害時において実効性を確保できるように今後の訓練の在り方についての検討を行う。

検討に当たっては、プロジェクトチーム（近畿ブロック各府県担当者を想定）を結成し、5回程度（1回あたり2時間程度）実施する。

表 プロジェクトチームの検討テーマ（例）

回	検討テーマ（例）
第1回	・これまでの検討の流れと課題の共有 ・検討における基本方針と進め方の検討
第2回	・伝達が必要な情報の検討（災害廃棄物処理のタイムラインに合わせて整理） ・マッチングに必要な情報の検討（近畿ブロック内共通として必要な情報を議論）
第3回	・情報伝達様式案の検討（様式の簡易化を考慮） ・情報伝達訓練内容案の検討（継続的な実施を考慮）
第4回	・近畿ブロックにおける情報伝達手順（案）の検討
第5回	・近畿情報伝達手順（案）及び次年度以降の訓練内容の確認

## 3. 大規模災害時の大阪湾圏域等での連携協力及び災害廃棄物処理の継続検討

令和4年度は大阪湾圏域広域処理場整備促進協議会環境部会において、令和元年度からの3か年に及ぶ検討の成果を共有した。

その結果、発災時の大阪湾圏域の災害廃棄物の処理対応方針について確認し、共有することができた。なお、残された課題もあることから、今年度は、発災時の廃棄物処理の継続及び災害廃棄物処理に向けて大阪湾圏域及び近畿ブロックの市町村、府県、近畿地方環境事務所で平時及び発災時に取るべき対応について、引き続きワーキンググループ（1回程度）を通じて情報の共有を図る。検討テーマに応じた分科会（1回程度）は、必要に応じて開催する。

## 4. 人材育成事業

災害廃棄物処理担当者向けの勉強会を実施する。

### 1) 初任者向け災害廃棄物処理説明会

府県及び市町村の新任担当者に対して、初動対応や令和4年度に作成した「片付けごみ処理対策連携マニュアル」の説明など、様々な災害廃棄物処理事業に関する内容に関する勉強会を出水期前に1回（半日程度）開催する。

### 2) 課題別研修会

国の検討会や有識者の意見を踏まえ、災害廃棄物処理に関連する課題をテーマとして、課題別研修会を1回程度（半日程度）開催する。

今年度は、昨年度までの人材育成事業参加者に対するアンケートで常に関心の高い「仮置場」をテーマとして、8月末頃の開催を想定する。

## 5. 府県及び市町村等の災害廃棄物処理における実効性確保に向けた業務

- ・滋賀県、京都府京田辺市、大阪府及び大阪市を対象地域として、それぞれの対象地域の特性・状況を踏まえて、下記における各地域の業務項目に基づき実施する。
- ・業務を進めるに当たり、対象府県市が主体的に行うものとし、関係者（対象府県市、近畿地方環境事務所等）による打合せ（キックオフ、現地調査、振り返りを含む。）や会議を実施する。

### 1) 発災時のし尿等の収集運搬に係る相互支援に関する手引き（案）の作成

#### 【滋賀県】

- ・発災時（特に初動時に重点を置く。）に、避難所や各家庭等から排出される、し尿等の収集運搬について、県、市町（3市町程度）、地元収集運搬業者、業界団体（2団体程度）の間で意見交換（3回程度）を実施する。
- ・意見交換では、車両や処理施設の被害状況等の情報の共有方法、各主体における役割分担に加え、市町域を跨ぐ業界団体・事業者間での支援受援と行政が行う支援受援の擦り合わせの方法などを検討し、具体的な広域調整・連携方法を検討する。
- ・意見交換を踏まえ、県、市町、地元収集運搬業者、業界団体との情報共有方法、支援受援方法、役割分担、広域調整に係るポイント整理を行った後、発災時のし尿等の収集運搬に関する相互支援に関する手引き（案）をまとめる。

## 2) 仮置場候補地の現地調査及び実践的な管理運営方法、片付けごみ回収戦略並びにボランティア団体とも連携した災害廃棄物の収集運搬及び処理対応の構築

### 【京都府京田辺市】

- ・発災時の仮置場候補地が不足することが想定されることから、市内の仮置場候補地の机上調査（4箇所程度）を実施する。このうち2箇所程度に絞り込んだ仮置場候補地の現地調査を実施して取りまとめる。
- ・他の市町村の被災事例を参考に、市担当者が活用することを想定した仮置場候補地の実践的な管理運営方法を取りまとめる。
- ・災害廃棄物の搬出入量の調整を目的として、水害が想定される地区と連携し、片付けごみ回収戦略を構築する。
- ・ボランティア団体との連携も踏まえた、災害ごみの収集運搬及び処理の支援体制の構築を行う。
- ・上記を取りまとめる。

## 3) 水害による災害廃棄物発生量の推計及び災害廃棄物発生量推計ツール（案）の作成 【大阪府及び大阪市】

- ・大阪府内の都市部における水害に備えることを目的として、大阪府及び大阪市の水害に係る災害廃棄物発生量の推計を行う。推計に当たっては、実効性確保の観点から優先的に検討すべき水害規模・種類等について検討し、大阪市域を中心とした主要河川（淀川水系等）周辺等を被害想定に盛り込むなど、大阪府及び大阪市の地域特性を十分に考慮する。
- ・また、国の水害による災害廃棄物発生量推計に関する検討事項や、大阪府及び大阪市の地域防災計画、近年の災害実績値等を踏まえるとともに、被害状況が類似するものや他自治体の推計事例等も参照した上で推計を行う。
- ・府内市町村で既に水害想定を行っている事例との整合を図りつつ、府内の地域特性（都市部、山間部、沿岸部、住宅密集地等）を踏まえた水害による災害廃棄物発生量の推計方法を検討する。推計方法は、令和4年度の「災害廃棄物発生量の推計精度向上のための方策検討会」で示された方法を基本とする。
- ・水害による災害廃棄物発生量推計に関しては、近畿ブロック内の自治体が自ら災害廃棄物発生量を推計できるよう、地域特性に応じた水害による災害廃棄物発生量ツール（Excel ファイル）を作成する。
- ・上記を取りまとめ、報告書を作成する。取りまとめにおいては、既存の大阪府及び大阪市の災害廃棄物処理計画の記載項目（主な項目は以下のとおり）と整合を図った構成とする。
  - 想定する災害の種類・規模や概要、災害の種類による災害廃棄物の特徴
  - 災害廃棄物の発生量見込（推計式や推計の与条件となる各種設定値含む）